鹿児島県公報

平成30年５月22日（火）第3418号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　　示

○保安林の指定（４件）　（森づくり推進課取扱い）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新　（障害福祉課取扱い）　3
○漁船保険付保義務発生　（水産振興課取扱い）　3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（２件）　（水産振興課取扱い）　3
○県営土地改良事業に係る換地処分　（農地整備課取扱い）　3

公　　　告

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（３件）　（商工政策課取扱い）　4
○平成30年度家畜商講習会開催公告　（畜産課取扱い）　5
○開発行為に関する工事の完了公告（２件）　（建築課取扱い）　6

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示　（生活安全企画課取扱い）　7

告　　　示

鹿児島県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　保安林の所在場所
　日置市吹上町永吉字大谷之口7672番
２　指定の目的
　水源の涵（かん）養
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は，定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　保安林の所在場所

日置市吹上町永吉字深田15449番，字西田15554番１，15555番，15558番，15562番，15563番

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は，択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　保安林の所在場所

いちき串木野市大里字戸﨑落シ平3006番３，3007番１，3007番２

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は，択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　保安林の所在場所

肝属郡肝付町南方字平岩1520番５から1520番７まで

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は，択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名　称	所　在　地		
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	平成30年５月１日	更生医療

鹿児島県告示第590号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果，錦江加入区について，同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　三反園訓

鹿児島県告示第591号

指宿市西方7117番地　高吉丸水産有限会社代表取締役高杉忍及び指宿市岩本132番地　栄丸水産有限会社代表取締役高橋一雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第２項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　三反園訓

区域及び区分
１　区域　指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
２　区分　総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第592号

指宿市西方7553番地　有限会社博陽水産代表取締役山崎毅及び指宿市岩本29番地　有限会社高治丸代表取締役高峯幹彦からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第２項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　三反園訓

区域及び区分
１　区域　指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
２　区分　総トン数10トン以上の漁船により主としてまぐろはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業

鹿児島県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）西之表地区第１換地区の換地計画に係る換地処分を，平成30年５

月１日に行った。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

公　　　告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成30年５月22日から４月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお，法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは，「⑴意見　⑵意見を述べる理由　⑶氏名及び住所（団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）　⑷大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成30年５月22日から４月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　エディオン鹿児島本店
　鹿児島市加治屋町１番５号
２　変更事項
　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　⑴　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　栫井銀二郎
　　　　　　　　　鹿児島市錦江町９番25号
　　　イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
　　　　　　　　　鹿児島市錦江町９番25号
　⑵　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
　　　　　　　　　鹿児島市錦江町９番25号
　　　イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　三浦豊弘
　　　　　　　　　鹿児島市錦江町９番25号
３　変更年月日
　⑴　２の⑴　平成25年12月３日
　⑵　２の⑵　平成27年７月１日
４　届出年月日
　平成30年５月１日

…………………………………………………

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成30年５月22日から４月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは，「⑴意見　⑵意見を述べる理由　⑶氏名及び住所（団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）　⑷大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成30年５月22日から４月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　エディオン鹿児島指宿店
　指宿市東方8349番１号
２　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

⑴　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　椨井銀二郎
鹿児島市錦江町９番25号

イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
鹿児島市錦江町９番25号

⑵　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
鹿児島市錦江町９番25号

イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　三浦豊弘
鹿児島市錦江町９番25号

３　変更年月日

⑴　２の⑴　平成25年12月３日

⑵　２の⑵　平成27年７月１日

４　届出年月日

平成30年５月７日

…………………………………………………

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成30年５月22日から４月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは，「⑴意見　⑵意見を述べる理由　⑶氏名及び住所（団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）　⑷大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成30年５月22日から４月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン鹿児島鹿屋店

鹿屋市王子町3973番３号

２　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

⑴　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　椨井銀二郎
鹿児島市錦江町９番25号

イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
鹿児島市錦江町９番25号

⑵　ア　変更前　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　大西守
鹿児島市錦江町９番25号

イ　変更後　株式会社カコイエレクトロ　代表取締役　三浦豊弘
鹿児島市錦江町９番25号

３　変更年月日

⑴　２の⑴　平成25年12月３日

⑵　２の⑵　平成27年７月１日

４　届出年月日

平成30年５月７日

…………………………………………………

平成30年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第４条の２第１項の規定により，平成30年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

1　開催の日時及び場所

区　分	日　　　時	場　　　所
第１日	平成30年８月２日（木） 午前９時から午後５時まで	鹿児島県市町村自治会館402号会議室（鹿児島市鴨池新町７番４号）
第２日	平成30年８月３日（金） 午前９時から午後５時まで	同上

2　講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第１条の４第１項各号に掲げる事項のほか，知事が必要と認める事項

3　受講資格

制限はない。

4　講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第３条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第１項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては，家畜商法施行令第１条の４第１項第２号及び第３号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5　講習手数料

3,300円

6　受講手続

⑴　提出書類等

ア　受講申請書

イ　講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ　４に該当する者にあっては，講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

⑵　受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）

7　受講申請書の提出期限

平成30年６月29日（金）

8　受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は，鹿児島県農政部畜産課，各地域振興局，各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9　その他

講習会に関する照会は，鹿児島県農政部畜産課（電話099－286－2111内線3226），各地域振興局，各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

………………………………………………………

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市笠之原町1909番１，1910番１，1945番１，1945番３，1946番１，1946番２，1947番１，1948番１，1948番２，1948番３，1949番２，1950番１，1951番２，1951番３，1952番１及び1909番１地先里道の一部

2　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役　檜木野仁司

……………………………………………………

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成30年５月22日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

枕崎市仁田浦町237番，238番，239番，240番，241番，242番，243番，244番，245番，246番，247番，248番，250番及び261番２

２　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

枕崎市仁田浦町242番地

株式会社枕崎冷凍食品

代表取締役　西村協

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年５月22日

鹿児島県公安委員会委員長　　豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	ＣＲドラムゴルゴ１３ｓ	株式会社三共	8P0128
ぱちんこ遊技機	ＣＲフィーバーバイオハザードｓＧ	株式会社三共	7P1777
ぱちんこ遊技機	ＣＲフィーバーゴルゴ１３ｓＲ	株式会社三共	7P1928
ぱちんこ遊技機	ＣＲＪ－ＲＵＳＨ４　ＲＳＪ	株式会社ジェイビー	7P1859
ぱちんこ遊技機	ＣＲＪ－ＲＵＳＨ４　ＨＳＪ	株式会社ジェイビー	7P1761
ぱちんこ遊技機	ＣＲ牙狼ＴＵＳＫ　ＯＦ　ＧＯＤ　ＸＸ－ＷＷ	株式会社サンセイアールアンドディ	8P0031
ぱちんこ遊技機	ＣＲ笑ゥせぇるすまんＫＫ	株式会社サンセイアールアンドディ	8P0060
ぱちんこ遊技機	ＣＲうしおととらＡＣ	株式会社ディ・ライト	8P0072
ぱちんこ遊技機	ＰＡナナシーＤＸⅡ８８ＧＯ	豊丸産業株式会社	8P0162
回胴式遊技機	パチスロ　フィーバークィーンⅡｂ	株式会社ビスティ	7S1491
回胴式遊技機	ダンまち／ＫＴ	株式会社北電子	7S1794
回胴式遊技機	パチスロアカメが斬る／ＳＳ	株式会社スパイキー	8S0079